



平成 24 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長
兼最高経営責任者(CEO) 堀口 利美
(コード：3647 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者(CFO)
兼経営管理本部長 長倉 統己
(TEL. 03-3796-0650)

行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)の譲渡に関するお知らせ

平成 24 年 5 月 28 日に発行いたしました行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）に関して、Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及びBrilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）（以下、「割当先」という。）から現在保有する当社新株予約権の全部を譲渡したい申し出を受け、それに伴い、割当先の保有する本新株予約権 60 個の全てを、アルバース証券株式会社（以下、「譲渡先」という。）に譲渡することを当社取締役会で承認し、本日譲渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権に関し、譲渡承認を行った理由

(1) 譲渡承認を行った経緯

本新株予約権の行使に際し、下限行使価額を 38 円と設定しておりますが、現在の当社株価は、その下限行使価額に近い株価で推移しております。この状況のもと、平成 24 年 5 月 28 日の割当日以降、割当先は本新株予約権 120 個のうち 60 個の行使を行っております。

当社としては、引き続き本新株予約権の行使による資金調達を進めたい意向であることから、割当先に対して更なる行使の促進を打診したところ、現在の株価推移では現状の行使頻度が限界であり、今後の行使頻度も同様であるとの回答がありました。その結果、今回当社の想定する行使スケジュールにて遂行必要があるならばと、割当先より、当社へ強い関心を持っている譲渡先へ譲渡を行いたい旨の申し出を受けました。

当社といたしましては譲渡先について検討し、本日の取締役会において本新株予約権の譲渡を承認いたしました。なお、当社の承認により、本日、新株予約権は譲渡されました。

譲渡先からは、当社事業へ理解を示していただき、当社の経営方針及び現経営陣への評価もいただいております。譲渡先の本新株予約権の取得につきましては、本新株予約権の行使による当社経営権の獲得を目的とせず、純投資を目的としたものである旨を確認しております。さらに、現在の当社株価は、下限行使価額 38 円に近い価額で推移しておりますが、譲渡先は、当社への強い関心のもと投資意欲も高く、本新株予約権の取得を強く希望されたことから、当社は譲渡先への本新株予約権の譲渡を承認いたしました。

(2) 譲渡先について

譲渡先は大阪証券取引所 JASDAQ 市場に上場しているエース交易株式会社(東京都渋谷区渋谷 3-29-24 代表取締役会長 ジョン・フー) の 100%子会社である証券会社であります。

本新株予約権の譲渡に関し、当社は譲渡先が反社会的勢力でない旨を第三者による調査にて確認しており、譲渡先から反社会的勢力でない旨の確認書を受領しております。

また、当社は、譲渡先が行使を行うことが十分に可能である資金を保有していることを、譲渡先の財務資料及び譲渡先と直接面談することにより確認しております。

さらに、当社は譲渡先に対して、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、本新株予約権の行使が制限されることを説明し、譲渡先とは、当社株式の借株を行わないことを確認しております。

なお、今回の譲渡に関し、本新株予約権に係る行使条件、発行要項等に変更はありません。

(3) 割当先の選定基準に準じた譲渡先の状況

譲渡先は、当社が定める割当先の選定基準に照らした場合、以下のとおりすべての選定基準を満たしていると判断しております。

①当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。

譲渡先は、当社グループの財務状況を把握するとともに、当社子会社である株式会社 SBY の強化を軸とした事業の積極的拡大の必要性、またそれを実践するための現経営陣の必要性を理解し、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であるとのことから選定基準を満たしていると判断しております。

②高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。

譲渡先は、大阪証券取引所 JASDAQ 市場に上場しているエース交易株式会社の 100%子会社であり、譲渡先代表取締役田原弘之氏及びエース交易株式会社代表取締役ジョン・フー氏と当社取締役長倉統己氏との直接面談において、高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

③法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。

譲渡先は大阪証券取引所 JASDAQ 市場に上場しているエース交易株式会社の 100%子会社であり、譲渡先代表取締役田原弘之氏及びエース交易株式会社代表取締役ジョン・フー氏と当社取締役長倉統己氏との直接面談において、法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

④払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。

当社は、譲渡先の行使に要する財産の存在につき、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づく業務及び財産の状況に関する説明書を確認するとともに、エース交易株式会社の平成 24 年 8 月 13 日に公表している平成 25 年 3 月期第 1 四半期決算短信における平成 24 年 6 月 30 日付け四半期連結貸借対照表にて 9,310 百万円の現預金残高を確認していることから選定基準を満たしていると判断してお

ります。

⑤当社との緊密な連絡体制を構築できること。

譲渡先代表取締役田原弘之氏及び同社投資銀行部スタッフ、総務事務部スタッフ、並びにエース
交易株式会社代表取締役ジョン・フー氏と当社取締役長倉統己氏との間で直通の電話及びメールが
開設され緊密に連絡を取り合えるとともに、直接面談を行っていることから選定基準を満たしてい
ると判断しております。

⑥実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考
えに理解頂ける割当先であること

譲渡先は、証券会社の事業として純投資を目的としているため、現時点においては実行可能な事
業シナジーはなく、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用
に際しては市場への影響を常に留意する方針とのことから選定基準を満たしていると判断しており
ます。

⑦特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。

当社は、譲渡先から暴力団等反社会勢力と関係している事実がない確認書を受領しているとともに
に、当社のインターネット等による独自調査でもなんら問題は確認できず、また第三者機関である
株式会社 JP リサーチ&コンサルティングを使った同社ならびにエース交易株式会社及びその役員
についての調査結果からも、反社会勢力と一切の関連が無いことを確認していることから選定基準
を満たしていると判断しております。

⑧割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべ
ての条件を満たしていること。

譲渡先は、本新株予約権の譲受に伴い、Brillance Hedge Fund 及び Brillance Multi Strategy Fund
が当社に対して有するすべての権利義務を承継するため、第三者へ譲渡を行う場合には、事前に当
社の承諾の上で行うという義務も承継していることから選定基準を満たしていると判断しておりま
す。

⑨割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこ
れに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

譲渡先は、大阪証券取引所 JASDAQ 市場に上場しているエース交易株式会社の100%子会社であり、
エース交易株式会社代表取締役ジョン・フー氏と当社取締役長倉統己氏との直接面談において、①
～⑧のすべての基準を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断
しております。

2. 新株予約権の譲渡内容

- | | |
|---------|--|
| (1) 譲渡人 | Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)
Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) |
| (2) 譲渡先 | アルバース証券株式会社 |
| (3) 譲渡日 | 平成 24 年 10 月 5 日 |

- (4) 譲渡個数 60 個
 内訳 Brilliance Hedge Fund 32 個
 Brilliance Multi Strategy Fund 28 個
- (5) 譲渡の対象となる株式数
 1,829,220 株（上限行使価額 82 円の場合）
 3,947,340 株（下限行使価額 38 円の場合）
- (6) 新株予約権の譲渡価額
 1,500,000 円（本新株予約権 1 個当たり 25,000 円）
- (7) その他
 割当先は、譲渡先から譲渡日より 3 か月後に本新株予約権の未行使残存数全部を買い戻す。
 ただし、当社取締役会の承認を要するものとする。
 ※当社といたしましては、譲渡先において 3 か月以内に全ての新株予約権が行使されるもの
 のと期待しております。

3. 新株予約権の譲渡先の概要

(1) 名称	アルバース証券株式会社	
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷 3-29-24 エースファーストビル 10 階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田原 弘之	
(4) 資本金	7 億 5000 万円	
(5) 設立年月日	平成 10 年 7 月 10 日	
(6) 決算期	3 月 31 日	
(7) 事業内容	有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 等	
(8) 従業員数	15 名	
(9) 主要取引先	一般顧客	
(10) 主要取引銀行	みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ 銀行 他	
(11) 登録番号	関東財務局長（金商）第 20 号 第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業	
(12) 大株主及び持株比率	エース交易株式会社（大阪証券取引所 JASDAQ 市場 8749）100%	
(13) 当社との関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

4. 第3回新株予約権の概要

(1)割当日	平成24年5月28日
(2)発行新株予約権の総数	120 個
(3)発行価額	本新株予約権 1 個当たり 25,000 円 (総額 3,000,000 円)
(4)当該発行による潜在株式数	当初の行使価額 (55 円) における潜在株式数 : 5,454,480 株 行使価額上限値 (82 円) における潜在株式数 : 3,658,440 株 行使価額下限値 (38 円) における潜在株式数 : 7,894,680 株
(5)資金調達の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	総額 303,000,000 円 (手取概算額 283,800,000 円) 内訳 新株予約権発行による調達額 3,000,000 円 新株予約権行使による調達額 300,000,000 円
(6)行使価格及び行使価額の修正条項	当初行使価額 55 円 行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額 (1 円未満切り捨て) に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額 (82 円) を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額 (38 円) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7)行使期間	平成24年5月28日から平成26年5月27日
(8)募集又は割当方法	第三者割当方式
(9)割当先	Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド) 60個 Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) 60 個
(10)その他	① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。 ② 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができる。 ③ その他 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

※本新株予約権の詳細につきましては、平成24年5月11日付け「行使価額修正条項付第3回新株予約権 (第三者割当) の発行に関するお知らせ (MS ワラント)」をご参照ください。

5. 日程

取締役会決議日 : 平成24年10月5日

譲渡日 : 平成24年10月5日

6. 業績に与える影響

今回の新株予約権の譲渡によって、平成25年8月期の連結及び個別業績に与える影響はありません。

以 上